

不利益処分に関する処分基準 個票

議会事務局 議事課

不利益処分の内容	偽りその他不正の手段により個人情報の開示を受けた者に対する過料	
根拠法令等及び条項	栃木市議会の個人情報の保護に関する条例第57条	
処分基準	根拠条項	栃木市議会の個人情報の保護に関する条例第57条
	参考事項	
	設定等年月日	令和 5年 4月 1日設定 令和 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>1 対象となる者 偽りその他不正の手段により、開示決定に基づく個人情報の開示を受けた者</p> <p>2 処分内容 5万円以下の過料</p>	